

各支社・エリア支社・営業所

配電（建設、運営、技術、地中線）グループ長

各 I 型サービスステーション所長 殿

（写）調達部 総括グループ長

パワーグリッド営業部 CSI 推進グループ長

ネットワークサービスセンター所長

電子通信部 通信システムグループ長

中部精機株式会社 業務部長、総合工事センター長

株式会社トーエネック 配電本部 配電統括部長、配電技術部長

一般財団法人中部電気保安協会 調査部長

中部電気工事協力会連合会 会長 殿

配電部 配電運営グループ長 稲垣

## 1:N 無線通信方式低圧スマートメーターの一部使用制限について（通知）

題記について、下記のとおり対応いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 主 旨

1:N 無線通信方式の低圧スマートメーター（以下、「SM」という。）の一部において、電波強度（LVL）を示す LED が緑点灯（ネットワーク参入中状態）になった後、消灯（圏外状態）し、通信不能となる事象（以下、「本事象」という。）が発生している。

現在、本事象の発生原因ならびに影響を調査中であるものの、原因が判明するまでの間のリスクを考慮し対象 SM の使用を一部制限する。

#### 2 本事象の概要

1:N 無線通信方式の低圧 SM の一部において、電波強度（LVL）を示す LED が緑点灯（ネットワーク参入中状態）になった後、数秒から数分経過後に消灯（圏外状態）し、通信不能となる。なお、一度ネットワークに参入した際に、時刻設定は適切に実施されることを確認済み。

また、30分指示値の記録等、ネットワーク参入状況に関わらない機能については健全に動作することも確認済みであり、計器設定や30分指示値の取得については配電統合携帯端末にて有線通信アダプタを使用することで現地にて実施可能である。

<参考：LED 緑点灯状態>

<参考：LED 消灯状態>



### 3 使用制限対象品

1:N 無線方式の通信部において、本事象が発生する可能性があることから、以下のとおり低圧 SM 全般を使用制限対象品として扱う。

通信方式	メーカー	通信 ID	備考
1:N 無線方式	大井電気製 (1:N 無線方式の通信部 は全て大井電気製)	B2202310345843 以降全て (2023 年 9 月製造分以降全て)	2023 年 11 月中旬以降に納入された 1:N 無線方式の低圧 SM (相線・容量問 わず) の大半が使用制限対象品。

### 4 対応内容

#### (1) 使用制限対象品の使用制限に関する取扱いについて

本事象の発生実績は、使用制限対象品の 10%程度であり、発生原因を調査中である。本事象が発生した場合でも、現地での計器設定や 30 分指示値取得が可能であることを踏まえ、使用中止とはせず、欠測補完対応や、今後対応が予想される取替対応を抑制することを目的に、原因および影響調査が完了するまでの間、以下のとおり使用を制限する。

##### ア 検満工事における取扱い

当社事業場配電担当箇所は、対応する請負工事会社と調整の上、1:N 無線方式低圧 SM を使用する単独検満工事を原則中止する。ただし、既に通知ハガキ発送済の工事や、お客さまと工事日を調整済の工事、中止した場合に検満期限超過の恐れがある工事等については、使用制限対象品を用いて工事を実施することを可能とする。中止する工事については、当社事業場配電担当箇所と請負工事会社間で、協議の上選定することとし、工事中止に伴い、交付済の工事票のみで円滑な工事計画が立案できないことが予想される場合は、必要に応じて追加交付を調整する。

##### イ 新增工事における取扱い

新增工事においては、使用制限対象品を用いず無線マルチホップ方式の低圧 SM を取付した場合であっても、欠測補完対応や今後対応が予想される取替対応の抑制に繋がらないことから、宅配分・窓口出庫分のいずれにおいても、通常どおり使用制限対象品を継続使用する。

#### ウ 応需工事における取扱い

当社事業場配電担当箇所は、応需工事で1:N無線方式低圧SMを取付する場合、可能な限り使用制限対象品以外を使用する。使用制限対象品以外の在庫が無い場合は、使用制限対象品を取付する。

#### エ その他工事における取扱い

通信対策を目的とした無線マルチホップ方式から1:N無線方式へのSM取替工事等、その他工事について、延伸可能なものは工事を延伸し、使用制限対象品の使用を抑制する。延伸できない工事については、可能な限り使用制限対象品以外を使用する。

### (2) 使用制限対象品の使用（取付）に関する取扱いについて

#### ア 使用制限対象品の取付箇所の把握

原因調査が完了した以降に、SM制御管理システムから工事時期と通信状況を基に、本社にて取付された使用制限対象品を抽出するため、事業場にて取付箇所の把握は不要。

#### イ 使用制限対象品取付時のLED確認について

本事象は、発生（LVLを示すLEDが緑点灯から消灯に遷移）するまでに数秒から数分の時間差があり、施工時の確認は困難であることから、一度LEDが緑点灯した場合、以降のLED確認は不要とする。ただし、LEDが緑点灯以外の状態から消灯に遷移した場合（文書発信時点で、このような類似事象の発生は確認されていない）は、消灯前のLED状態に則して、「計器施設の手引」または「応需業務処理の手引」に準じた対応を実施すること。

#### ウ 使用制限対象品の欠測補完対応について

使用制限対象品が取付された箇所において、本事象が発生した場合、30分指示値がシステムに連係されないことから、欠測補完対応が発生する。事業場配電担当箇所は、SM制御管理システムに日々出力される現地出向検針指図を基に、配電統合携帯端末にて有線通信アダプタを用いて欠測補完対応を実施する。なお、有線通信アダプタを用いた1:N無線方式低圧SMの欠測補完対応には、臨時検針の伝票発行が必要であることから、必要に応じて事業場検針担当箇所と協調の上対応する。

また、欠測補完対応時に、現地で本事象が確認された場合、使用制限対象品以外の1:N無線方式低圧SMに取替することで通信成立する可能性があることから、事業場の使用制限対象品以外の在庫状況に応じて取替することも可とする。

### (3) 使用制限対象品の撤去時の取扱いについて

事業場配電担当箇所は、使用制限対象品が撤去された場合、通常どおり返納等の資材処理を行う。なお、撤去時以外の資材処理（予告・出庫等<sup>\*</sup>）についても、通常どおり扱うこと。  
※新たに予告を行う場合は、必要最小限の数量とすること。

## 5 その他

本事象の原因および今後の対応については、2024年1月中を目途に別途通知予定であるため、使用しない使用制限対象品については、指示があるまで各配給先で保管すること。

## 6 運用開始時期

即日実施

7 配電部門事業計画 2023 との関連（あり・なし）

8 本文書の有効期間

本文書は、本事象の原因および今後の対応に関する通知をもって失効（参考文書）とする。

以 上

〔 扱い 配電部 配電運営 G 齊藤 080-8663-7513 〕